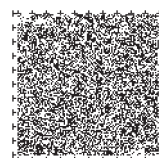


第2部
計画の内容



柱1 DV根絶のための啓発・教育の推進

DVは、家庭内や親密な関係の中で行われ、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があるため、周囲に気付かれずに被害のエスカレート、深刻化を招き、重大な事件の発生に至る例もあります。

被害者の多くは女性です。体力的に男性が優位に立っているという理由の他に、その背景には、男女の固定的な役割分担意識や女性の経済的・社会的地位の低さなど、女性の人権が十分に尊重されていない問題があります。DVは、優位な立場にある者が、弱い立場の者を、暴力を用いて「支配（コントロール）」するのが特徴です。

DVを防止するためには、家庭、地域、学校などにおいて、いかなる場合にも暴力は認めない、個人の尊厳や人権を尊重するという意識の醸成を図る社会全体の継続的な取組みが必要です。特に、若年層に対しては、DVについての正しい理解を促進し、加害者にも被害者にもならないための啓発、教育を積極的に推進することが重要です。

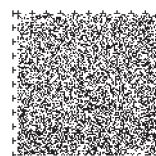
また、DVは、直接の被害者のみならず、同居する子どもに対しても深刻な影響を及ぼすことから、子どもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識を持つことが必要です。

被害が発生した場合は、できるだけ早期の発見・相談・被害者の保護を図り、被害が重大になる前の効果的な防止策を確立することが喫緊の課題です。

施策の方向 (1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成

【現状と課題】

- 行政、民間団体などの様々な啓発活動により、DVに関する理解と相談窓口の周知が進んできました。しかしながら、DVの被害経験が「あった」人は女性で27.1%、男性で12.7%となっており、暴力の根絶には至っていません。
- 自他の人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成や、DVには「殴る」「蹴る」などの身体的暴力だけでなく、精神的なものや性的なものも含まれるということなどの正しい理解を広く進める必要があります。
- 子どもの目の前で行われるDV（面前DV）は、子どもに著しい心理的外傷を与え、「児童虐待の防止等に関する法律」において心理的虐待に含



まれる旨が規定されています。DVが子どもに及ぼす影響について、理解を進める必要があります。

- デートDVの認知度について、「言葉も、その内容も知っている」割合は、女性より男性が低い傾向にあり、若年世代、とりわけ男性に対し、加害者にも被害者にもならないためのDVに関する正しい理解を促進する必要があります。

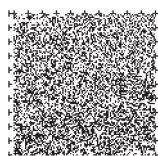
【施策の方向】

- 様々な機会を活用し、広く県民等に対して、暴力を容認しない意識及びDVに関する正しい理解を進める啓発、相談窓口や被害者の保護などの法律や条例に基づく支援制度についての周知を図ります。
- 子どもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識を持つとともに、面前DVが「児童虐待」であるという理解を深めるための研修や啓発を行います。
- 学校、関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層への啓発を充実し、将来、加害者と被害者を生まないための教育を推進します。

【具体的施策】

ア 人権教育・啓発の推進

具体的施策	内 容	担当課（室）
幅広い研修・学習機会の実施の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民、行政職員・社会教育関係団体指導者・教職員等を対象に各種研修会の開催や、啓発活動に必要な関連情報の収集・提供を行い、男女共同参画の推進及び暴力を許さない視点を含めた人権啓発を行います。 ○ 市町村における広報・啓発の取組みについて働きかけを行います。 	男女共同参画推進課 生活安全課 人権・同和対策局調整課 教育庁人権・同和教育課
家庭教育に対する支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たす家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、子育てのあり方に関する資料や冊子の作成などを通して、家庭教育の支援に努めます。 	教育庁社会教育課 教育庁人権・同和教育課
学習機会の充実及び学校教育と社会教育の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じて人権や男女共同参画に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育と社会教育との連携・協力体制を図り、人権を尊重する社会づくりが推進されるよう支援します。 	教育庁社会教育課 教育庁人権・同和教育課



イ DVに関する正しい理解の促進

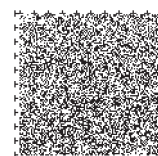
具体的施策	内 容	担当課（室）
様々な機会を活用した幅広い啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○リーフレットやカードなど様々な媒体を活用し、法律に基づく支援制度等の周知を図ります。 ○毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」に併せて、集中的に啓発活動を行い、DVをなくす機運の醸成、DVに関する正しい理解の促進、相談窓口の周知を図ります。 	男女共同参画推進課
DVに関する研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や団体、地域等における研修の実施について働きかけを行うとともに、出前講座を実施します。 	男女共同参画推進課

ウ DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進

具体的施策	内 容	担当課（室）
面前DVに関する幅広い啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関わる様々な立場の関係者に対し研修等を通じて、DVに関する正しい理解を促進します。また、面前DVが子どもに及ぼす影響について広く啓発を行います。 	男女共同参画推進課 児童家庭課

エ 若年層に対する啓発の推進

具体的施策	内 容	担当課（室）
学校等における取組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校においては、命の大切さや自他を尊重する心や態度の育成について、人権教育、男女共同参画教育活動を推進するとともに、家庭や地域と連携した取組みの充実を図ります。また、児童・生徒の発達段階に応じて、DVに関する正しい理解を進め、暴力を許さない意識を醸成する教育に取り組みます。 ○中学生や高校生、大学生等に対し、様々な機会を活用してDVに関する正しい理解を進めるとともに、DV防止に関する講座や、民間団体との連携による啓発事業の実施等を促進します。 ○「性暴力根絶条例」に基づき、小学校、中学校、高等学校等において、児童・生徒の発達段階に応じ、性暴力の根絶等に関する総合的な教育(デートDV防止対策を含む)を実施します。 	男女共同参画推進課 生活安全課 教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育課 教育庁人権・同和教育課
若年層への幅広い啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な媒体を活用した若年層への効果的な啓発や相談窓口の周知を図ります。 	男女共同参画推進課



施策の方向（２） 被害の早期発見、深刻化の防止

【現状と課題】

- DVは周囲に気付かれにくいことから、暴力がエスカレートし、命にかかわる重大な事件に至る場合もあり、早期の発見、相談及び被害者の保護が必要です。
- 被害者を発見する可能性がある様々な機関において、DVの正しい理解を進めるとともに、相談につなぐ役割の理解が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する生活不安やストレス等によりDVの増加・深刻化が懸念されていることから、より早期の相談につなぐことが必要です。
- DVと子どもへの虐待が同時に起きている場合には、被害が潜在化し、さらに重大な事件となる恐れが高いことから、関係機関が連携し早期に対応することが重要です。

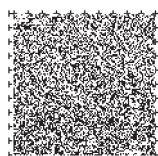
【施策の方向】

- 保健所、医療関係者、民生委員・児童委員、保育所・学校関係者など、DVを発見する可能性が高い関係者に対し、関連する情報を提供するとともに、通報等の対応方法や被害者への情報提供について周知を図るための研修を行います。
また、被害者からの早期の相談を促すために、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の電話番号を記載したリーフレット等を関係機関等に配布するなど、被害者への情報提供についての協力を依頼します。
- DVの深刻化や潜在化を防ぐため、メールやSNSによる相談対応など、国、県、市町村が行う被害者相談について、積極的に周知を行います。
- 子どもへの虐待被害に対する実効ある対応を行うため、児童相談所等関係機関との連携を強化します。
- 被害実態の把握に努めるとともに、有効な加害者対策等について、情報収集、研究、検討を行います。

【具体的施策】

ア 相談窓口の周知

具体的施策	内 容	担当課（室）
様々な機会を活用した周知の促進	<ul style="list-style-type: none">○リーフレットやインターネットなど、様々な媒体を効果的に活用し、広く県民へDV被害に関する相談窓口を周知します。○11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に併せて、広報活動を行い、相談窓口の周知を図ります。	男女共同参画推進課

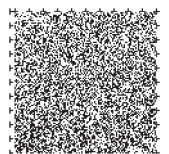


イ 被害の早期発見及び適切な対応の確保

具体的施策	内 容	担当課（室）
医療関係者への周知の促進	<p>○医療関係者は、日常の業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にあるため、被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター等に通報できることや、被害者への情報提供の必要性等について、理解を促進します。</p> <p>※ DV防止法第6条第2項の規定に基づき、医療関係者は被害者の意思を尊重しながら、通報することができるとされています。また、この通報については、同条第3項の規定により、守秘義務違反に当たらないこととされています。</p>	男女共同参画推進課
民生委員・児童委員、保育所・学校関係者等の理解の促進	<p>○地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や、子どもの状況からDVを発見できる可能性の高い保育所・学校関係者等に対し、DVの特性や被害者の早期発見、通報の必要性に関する理解を深め、相互に連携して対応します。</p> <p>○児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待等家庭内の問題に関わる各機関・団体の職員がそれぞれの暴力に関する理解を深め、必要な情報を共有し、連携して対応します。</p> <p>○深刻な被害を防ぐため、早い時期に相談・保護につながるよう地域の連携強化を図ります。</p>	男女共同参画推進課
通報を受けた場合の対応及び警察の対応と連携	<p>○配偶者暴力相談支援センターは、暴力や被害者の状況を把握した上で、被害者が利用することができる制度等に関する情報提供を行います。</p> <p>○警察は、適切な被害者保護対策や関係機関との緊密な連携に努めます。</p> <p>○緊急の場合は一時保護を勧めるなど、配偶者暴力相談支援センター等と警察が連携し、被害者の安全確保を最優先に対応します。</p>	男女共同参画推進課 警察本部人身安全対策課

ウ 加害者への効果的な取組みの検討

具体的施策	内 容	担当課（室）
加害者対応への取組みの検討	<p>○加害者対策に関する国の検討を踏まえ、関係機関等と連携し、被害者の安全・安心の確保につながる支援策として、加害者更生プログラム等について検討します。</p> <p>○加害者対策に関する情報について、啓発等事業への効果的な活用を図ります。</p>	男女共同参画推進課



柱2 誰もが安心して相談できる体制の充実

DVは、主に家庭内で行われることから、被害が潜在化しやすく、被害者自身も加害者からの報復や、「自分にも悪いところがある」と自分自身を責める気持ちから相談を躊躇することが考えられます。

このため、県内の配偶者暴力相談支援センターや、各警察署においてDV被害者からの相談対応等を行うとともに、全ての市町村においてもDV相談窓口を設置し、いつでも身近な地域で相談できる体制を整えています。

相談員は、被害者支援のために必要な知識を持ち、早期に適切な対応を行うことが求められます。被害者の立場に立った相談体制や警察等関係機関との緊密な連携体制を構築するなど、配偶者暴力相談支援センター機能の一層の充実が必要です。併せて、身近な窓口である市町村の相談体制についても、充実していくことが必要です。

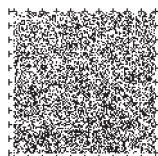
また、様々な困難を抱える若年女性に対して、相談を待つだけでなく、街頭での声掛けや、インターネットを活用した相談対応を行うことが必要です。

DVの被害は男性も1割を超えていることに加え、DV被害者の中には外国人や障がいのある人の場合もあり、それぞれの状況に対応した相談対応が必要です。

施策の方向(1) 相談体制の充実

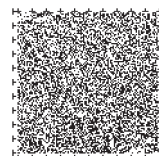
【現状と課題】

- 本県では、県内に12か所の配偶者暴力相談支援センター（女性相談所及び県内各地域9か所、北九州市、福岡市）が設置されています。配偶者暴力相談支援センターでは、被害者からの相談を受け、安全に関する情報や今後の生活についての情報を提供し、関係機関と連携をとりながら援助を行っています。また、県内35か所の警察署では365日、24時間体制でDVの事案に対応しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるDVの増加・深刻化の懸念から、国において、24時間相談電話やメール・SNSによる相談対応が実施されており、県としても幅広い周知を行っています。
- 女性相談所では、県配偶者暴力相談支援センターや県内11市に配置されている婦人相談員と連携協力し、被害者からの相談への対応、被害者及び同伴する家族の一時保護、被害者が自立して生活するための就職支援、住宅の確保等に関する情報提供等を行っています。また、平日夜間や休日の電話相談も実施しています。



- 県男女共同参画センター「あすばる」においては、電話やメールによる相談対応を行っており、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者からの相談に対応しています。
- 性暴力被害者支援センター・ふくおかでは、DVを含む性暴力被害者等に対し、24時間・365日体制の電話相談や警察等への付添い支援など、被害直後から総合的な支援を行っています。
- 全ての市町村においてDV相談窓口が設置されており、市町村の男女共同参画センターや民間団体でも女性に対する暴力の相談窓口を開設しています。

市町村は、住民に最も身近な相談窓口であり、保健福祉、教育、住宅などのサービスを実施していることから、婦人相談員の配置など被害者支援に関する専門性の向上が求められています。
- 困難を抱えながら相談機関に自ら支援を求めることが難しい若年女性に対し、令和元年度から夜間見回りによる声かけなどのアウトリーチや電話・メールによる相談対応、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を実施しています。
- メールやSNSは、加害者に気付かれずに相談できる有効な手法であり、若年層も利用しやすいことから、これらを活用することについての検討が必要です。
- 配偶者暴力相談支援センター等に相談することに抵抗のある男性のDV被害者に対し、相談しやすい専用の窓口により、引き続き、きめ細かに対応していくことが必要です。
- 被害者が窓口等で二次的被害を受ける（不適切な対応により、傷ついた被害者がさらに傷つけられる）ことがないように、相談窓口はもとより、関わる全ての職員・スタッフが被害者の立場に配慮し、適切に対応することが必要です。
- 配偶者暴力相談支援センターや市の婦人相談員は、相談員としての面接技術のほか、福祉関連施策に精通し、既存の社会資源等を十分に活用しながら被害者の立場に立った支援にあたる必要があります。このため、婦人相談員等に対し、DVに関する知識や相談技術の習得等、資質の向上を目的とした専門研修を実施しています。また、相談員は、被害者支援の過程で「バーンアウト（燃え尽き症候群）」状態等に陥ったりすることがあります。こうした心身の健康が損なわれないよう、相談員に対する心理的ケアも重要です。



- 警察においては、DVに関する相談等を受理した場合、相談者の立場に立ち、安全確保のために事案に応じて的確に対応することが重要であることから、職員に対して、相談者の心情を理解するとともに、最善の措置が講じられるように、警察本部、警察署が一体となった指導研修を推進しています。

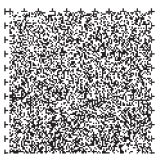
【施策の方向】

- 女性相談所は、配偶者暴力相談支援センターや市町村等が行うDV被害者支援に関し、専門的、広域的な観点から後方支援や総合調整を行います。
- 配偶者暴力相談支援センターを安心して気軽に相談できる身近な相談窓口として、さらに周知を図ります。新型コロナウイルス感染症による社会変化を踏まえ、加害者に気付かれることなく、また、若年層が気軽に相談しやすいよう、メール・SNS等を活用した相談体制について、取組みを進め、被害の潜在化や深刻化を防ぎます。
- 市町村に対し、婦人相談員の配置を働きかけるとともに、被害者情報の保護や、医療福祉・教育・住宅等の支援が切れ目なく提供されるよう、庁内連絡会議の設置を促進します。
- 職務関係者の研修及び相談員の心理的なケア等について、引き続き取り組むとともに、相談員の適切な対応に資するための相談マニュアルの内容の充実を行います。

【具体的施策】

ア 配偶者暴力相談支援センター等の充実と連携強化

具体的施策	内 容	担当課（室）
配偶者暴力相談支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談所については、県の中核的配偶者暴力相談支援センターとして、種々の事例を通じたノウハウを蓄積し、地域の相談窓口では対応が困難な事例に対する助言などの専門的支援や、広域対応を含めた総合調整機能の強化を図ります。 ○配偶者暴力相談支援センターについては、身近な相談窓口として積極的に周知を図り、被害者が相談しやすい環境を整備し、初期段階での対処を可能にすることで、重大な事態に陥ることを防止するとともに個々のケースに応じた効果的な支援を進めます。 ○男性被害者に適切に対応するため、男性を対象とした専用の相談を実施します。 	男女共同参画推進課



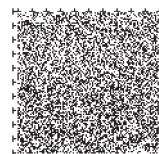
具体的施策	内 容	担当課（室）
性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○性暴力被害者等が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けることができるよう、24時間・365日電話相談に応じ、さらに、面接相談、急性期の性暴力被害者に対する医療面のケア、警察等への付添い支援、被害回復に必要な医療費等に対する公費負担など、性暴力被害の直後から総合的な支援を行います。 ○性犯罪等により直面する法律問題を円滑に解決するため、性犯罪等に係る捜査機関への申告や刑事裁判手続等についての相談に、弁護士が対応します。 ○性暴力被害者等の状況に応じた適切、かつ、きめ細かな対応をすることができるよう、法律や保健医療等の専門家との連携を強化します。 	生活安全課

イ 若年女性への相談対応の充実

具体的施策	内 容	担当課（室）
アウトリーチ支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援につながりにくい若年女性を対象に、夜間見回りによる声かけや、電話・メールによる相談対応、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を行います。 	男女共同参画推進課
メール・SNS等による相談体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症による社会変化を踏まえ、加害者に気付かれることなく、また、若年層が相談しやすいよう、メールやSNS等による相談体制について、取組みを進めます。 	男女共同参画推進課

ウ 市町村の体制強化の促進

具体的施策	内 容	担当課（室）
市町村の相談窓口の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村に対し、婦人相談員を配置するなど関係部署の調整等を図りながら支援を行う体制の強化を働きかけます。 ○被害者情報の保護の徹底を図るとともに、市町村が実施する保健福祉・教育・住宅等が円滑に提供できるよう、庁内連絡会議の設置を働きかけます。 	男女共同参画推進課



エ 職務関係者の相談・援助技術の向上

具体的施策	内 容	担当課（室）
相談員の専門性の向上及び心理的なケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談員の経験年数等に応じた体系的・継続的な研修を行い、専門的な知識や技術の向上を図ります。 ○相談員が正確な知識や情報を持ち、適切な対応を行うための手引書である相談マニュアルを充実させます。 ○外部の専門家等を交えたスーパービジョン研修等により、職員・相談員の相談援助技術の向上を図るとともに、心理的なケアを行います。 	男女共同参画推進課 警察本部被害者支援・相談課 警察本部人身安全対策課 警察本部厚生課
関係機関・窓口職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口等における二次的被害の防止や諸手続がもたらす被害者への負担の軽減、被害者の安全確保のため、DVの特質や被害者の人権の尊重、情報管理の徹底に関する研修を行います。 ○警察においては、職員がDV事案に適切に対応できるよう、研修等の積極的な取組みを継続します。 	男女共同参画推進課 警察本部被害者支援・相談課 警察本部人身安全対策課

施策の方向（2）

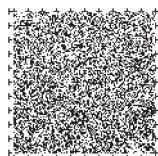
外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者への適切な対応

【現状と課題】

- DV防止法では、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、人権の尊重や安全の確保などの配慮が求められています。
- 日本語によるコミュニケーションが難しい外国人に対しては、外国語によるリーフレットや通訳を活用し、DVに関する適切な情報を提供するとともに、被害者の状況を的確に把握することが重要です。
- 被害者で障がいのある人や高齢者の場合は、福祉サービスを提供する市町村の部局と連携・協力しながら適切に対応していくことが必要です。
- 性的少数者に対する理解を進め、適切な対応を行う必要があります。

【施策の方向】

- 外国人の生活習慣や文化、障がいのある人、高齢者の心身の状況等に十分配慮しながら、本人の意向を尊重し、適切な支援や情報提供に努めます。
- 外国人、障がいのある人、高齢者への対応については、一時保護、自立支援においても一人ひとりの状況等に十分配慮して対応します。



- 性的少数者に対する理解を進めるため、職務関係者への研修内容を充実させます。また、性的少数者を対象とした専用の相談を実施します。

【具体的施策】

ア 外国人等からの相談への対応

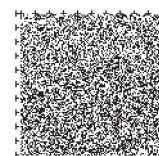
具体的施策	内 容	担当課（室）
外国語・点字リーフレットの設置の促進	○外国人や障がいのある人に対しては、外国語や点字によるリーフレットを相談窓口を設置し、DVに関する正しい知識、制度、相談窓口などの適切な情報の提供を行います。	男女共同参画推進課 国際政策課
通訳の確保	○被害を受けた外国人からの相談の際には、DVに関する専門の知識を有する民間機関の通訳を活用し、被害者の状況に応じた支援を行います。	男女共同参画推進課
関係職員研修の充実	○国籍や障がい等を問わず、被害者の人権に配慮し、本人の意向をふまえた支援を行うため、職務関係者の研修を充実します。 ○性の多様性や性的少数者が抱える困難への理解を進めるため、職務関係者の研修を実施します。	男女共同参画推進課
関係窓口への同行支援の実施	○市町村窓口での手続き等を円滑に行うため、婦人相談員等が同行し支援します。	男女共同参画推進課

イ 障がいのある人、高齢者からの相談への対応

具体的施策	内 容	担当課（室）
市町村との連携	○配偶者暴力相談支援センターにおける被害者に対する支援については、市町村と十分に連携を行います。 ○相談の内容等から、障がいのある人や高齢者の虐待に当たると思われる場合には、配偶者暴力相談支援センターから市町村へ通報を行うなど、関係法令に基づいた対応を行います。	男女共同参画推進課 高齢者地域包括ケア推進課 障がい福祉課

ウ 性的少数者からの相談への対応

具体的施策	内 容	担当課（室）
性的少数者専用の相談の実施	○性的少数者の被害者に適切に対応するため、性的少数者を対象とした専用の相談を実施します。	男女共同参画推進課



被害者は、配偶者等からの様々な暴力によって、自尊感情や自己肯定感を失い、他者との信頼関係を築く力が弱まっている場合が多くあります。また、金銭や着替えも持たずに保護を求める場合もあり、経済的な問題など、将来への不安を抱えています。

一時保護所では、安全の確保とともに、被害者の心身の回復を図り、自身の判断に基づき自立した生活ができるよう、心理的ケアや自立のための支援をしていくことが必要です。

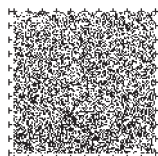
被害者からの一時保護の申し出に基づき、安全で迅速な保護を行うとともに、本人の状況や同伴家族の有無など一人ひとりの状況に応じた対応を行うことができるよう、保護体制を充実する必要があります。

また、DVと児童虐待が同時に起きていることもあるため、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携を強化していくことが必要です。

施策の方向 (1) 一時保護体制の充実

【現状と課題】

- 県の一時保護所は、常時受け入れ可能な体制を整備し、入所者の相談、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、法律相談や公共職業安定所（ハローワーク）等への同行、病院への付添いなどを行っています。入所者及び同伴家族の不安を解消し、十分な安心感を持ってもらえるよう、心理療法担当職員や保育士、嘱託医の配置、夜間及び休日の職員配置など、体制を整備してきました。また、警備体制の確保など安全対策も強化しています。
- 一時保護は、県の一時保護所の他、11か所（令和3(2021)年3月1日現在）の施設に委託して実施しています。委託先施設に入所している被害者に対しては、施設の職員や婦人相談員等が心理的ケアや生活支援、退所に向けた自立支援などを行っています。
- 加害者からの追及が厳しく、県内の施設では被害者の安全の確保が困難である場合には、他県の施設とも連携して保護を行っています。
- DV被害を受けた外国人、障がいのある人、高齢者の保護については、被害者の状況等に配慮した対応が必要です。また、DV防止法では、被害者の支援には性別を問わない規定となっており、男性被害者や性的少数者の保護に関して配慮する必要があります。



- 被害者や同伴家族の多くは、長期間にわたる緊迫した生活を強いられ、心身に深刻な傷を負っています。その回復のためには、一時保護施設を退所した後も、長期的・継続的なケアや支援が必要です。

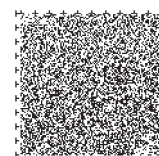
【施策の方向】

- 一時保護所、一時保護委託先においては、被害者の一人ひとりの状況に応じた保護、支援体制の充実に努めるとともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携を強化します。
- DV被害を受けた障がいのある人、高齢者の保護については、被害者の状況に配慮した受入施設の確保に努めます。また、外国人については、言語、文化等の違いに配慮した対応を行います。
- 男性被害者や性的少数者の保護の必要が生じた場合は、適切な受け入れ先を確保します。
- 関係機関と連携し、被害者の意思を尊重し、長期的・継続的な心理的ケアや生活支援等を行います。

【具体的施策】

ア 被害者の状況に応じた一時保護

具体的施策	内 容	担当課（室）
一時保護・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の安全・安心を重視し、本人の意思を尊重するとともに、一人ひとりの状況に応じた一時保護、支援体制の充実に努めます。 ○夜間・休日含め、迅速な一時保護を行うよう、関係機関と連携します。 	男女共同参画推進課
一時保護委託先の拡充、連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○家族を同伴する場合や介護が必要な障がいのある人、高齢者など被害者の状況も踏まえ、社会福祉施設等一時保護委託先の充実に努めます。また、一時保護委託先との連携を一層強化します。 	男女共同参画推進課
外国人被害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護所及び一時保護委託先における外国人被害者の保護にあたっては、専門の知識を有する民間団体と連携し、通訳の派遣を行います。 	男女共同参画推進課
障がいのある人・高齢者の対応施設の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人や高齢者については、配偶者暴力相談支援センターに加え、被害者の状況に応じた入所施設への円滑な入所ができるよう市町村と十分連携していきます。 	男女共同参画推進課 高齢者地域包括ケア推進課 障がい福祉課



具体的施策	内 容	担当課（室）
男性被害者等の避難先の確保	○男性被害者や性的少数者の一時保護については、避難先として受け入れが可能な施設を確保します。	男女共同参画推進課
広域対応の推進	○被害者の保護を広域で進めるため、県外の保護施設等の利用等について、他県との情報交換・連携を進めます。	男女共同参画推進課

イ 被害者の心理的ケアの充実

具体的施策	内 容	担当課（室）
保健・医療的ケアの充実	○一時保護所に心理療法担当職員を配置し、入所者の心身の健康の回復を支援します。	男女共同参画推進課
関係機関との連携強化	○県保健福祉（環境）事務所や児童相談所などの関係機関、民間シェルター等の民間団体、DV被害に理解のある医師等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	男女共同参画推進課
自助グループの支援	○同じ悩みを持つ者同士で体験や感情を共有し、交流ができる自助グループの取組みについて、情報提供を行います。	男女共同参画推進課

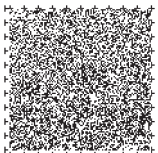
施策の方向（2） 同伴家族に対するケアと支援

【現状と課題】

- DV対応と児童虐待対応については、これまでも配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が相互に連携を行ってきましたが、令和元（2019）年6月に「DV防止法」が改正され、相互の連携・協力が法文上明確化されました。配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることなど、児童相談所や市町村とのさらなる連携強化が求められています。
- DVが行われる家庭においては、子ども自身が身体的な虐待を受け、精神的にも傷ついている例が多くあります。このため、一時保護中の子どもに対して、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して、その人格と権利を十分尊重した精神的安定を図る心理的ケアを行っています。

【施策の方向】

- 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所や市町村とのさらなる連携体制を強化し、DVや児童虐待の早期発見、適切な保護、自立支援を行います。



- 関係機関の連携強化や一時保護所の機能充実等により、被害者が同伴する子どもの心理的ケアや、保育機能の充実に取り組みます。

【具体的施策】

ア 児童相談所等との連携

具体的施策	内 容	担当課（室）
関係機関との連携強化	○配偶者暴力相談支援センター、児童相談所において、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進を図り、さらなる連携を強化し、被害者及び被害児童の支援を充実します。	男女共同参画推進課 児童家庭課
地域におけるDVと児童虐待対応の連携推進	○市町村が設置する要保護児童対策地域協議会に配偶者暴力相談支援センターも参画する等、DVと児童虐待の対応について、市町村、児童相談所との連携のさらなる充実を図ります。	男女共同参画推進課 児童家庭課

イ 同伴する子どもの心理的ケアの充実

具体的施策	内 容	担当課（室）
関係機関の連携強化	○被害者の同伴する子どもが、心理的外傷や、暴力を受けている例が見られることから、児童相談所等と連携し、子どもの心理的ケアについて適切に対応します。	男女共同参画推進課 児童家庭課
保育機能の充実	○被害者が同伴する子どもの保育に十分に関わることができない場合の支援及び子どもとの関わり方などの被害者への助言を行うため、一時保護所に保育士を配置し、保育機能を充実します。	男女共同参画推進課

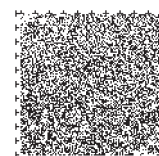
施策の方向（3） 被害者の安全確保

【現状と課題】

- DVは、被害がエスカレートし、重大な被害につながるおそれがあることから、被害者の安全を最優先に考える必要があります。
- 生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合は、配偶者暴力相談支援センターと警察が連携し、被害者の安全確保を図るとともに、被害者に対して、保護命令制度に関する情報提供を行っています。

【施策の方向】

- 被害者の安全を最優先し、配偶者暴力相談支援センターと警察が緊密に連携し、被害者の安全確保や、加害者が被害者に接近することを禁止する



保護命令制度に関する手続きを支援するなど、被害者の状況に応じた適切な対応を行います。

【具体的施策】

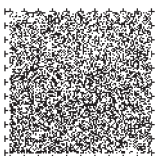
ア 警察による被害の防止

具体的施策	内 容	担当課（室）
警察による検挙等被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○警察は、通報・相談等により被害者へ身体的暴力が行われていると認めるときは、加害者に対する検挙・警告等の措置を講じるとともに、避難やその他の支援制度の情報提供など被害者の援助を行います。 ○DV被害が、暴行、傷害等刑法法令に該当する場合は、被害者の意思を尊重しながら、検挙に向けた捜査を開始します。 ○被害者及びその関係者に対して、つきまとい等の行為があった場合は、加害者への検挙・警告等の措置を実施します。 	男女共同参画推進課 警察本部人身安全対策課

イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

具体的施策	内 容	担当課（室）
保護命令発令に係る被害者への通知	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター及び警察は、裁判所が保護命令を発した旨の通知を受けた場合、相互に連携し、速やかに被害者（※）に対して、被害を防止するための留意事項や緊急時の通報等について伝達します。警察は、被害者の親族等への接近禁止命令が発令される場合には、親族等に対しても同様の伝達を行います。 	男女共同参画推進課 警察本部人身安全対策課
加害者への指導警告等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○警察は、加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。 	警察本部人身安全対策課

（※注）ここでいう「被害者」は、DV防止法第10条第1項に基づき、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいいます。）を受けた者に限ります。以下、保護命令に関する部分については同様です。



被害者が心身を回復し、新たに生活を始めるためには、安全の確保と併せて、住宅の確保や経済的自立など、安定して暮らすための生活基盤の確保が不可欠です。また、被害者自身や子どもの心理的ケア、子どもの教育問題など、様々な課題を解決するために切れ目ない支援も必要となります。

DV防止法においては、国や地方公共団体が、被害者の自立支援を含め適切な保護を図る責務を有すること、また、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所が被害者の自立のための援助や必要な措置を講ずる旨が定められています。

県の関係部署や福祉制度の窓口となる福祉事務所、各種手続きの窓口となる市町村、民間団体などの関係機関とも連携しつつ、被害者が安心して自立した生活を確立していけるよう、更なる情報提供に努めます。また、自立に向けた福祉制度の利用等、各種手続きを行う際、加害者に被害者の情報が知られることがないように、被害者の個人情報保護の取組みを徹底します。

さらに、施設退所後のフォロー等も含めた被害者の心理的ケアや各種手続きに際しての同行支援など、被害者の状況に応じた様々な観点からの支援を、民間団体等とも連携し、充実させる必要があります。

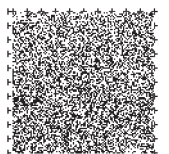
施策の方向（1）住宅の確保支援

【現状と課題】

- 被害者が加害者の暴力から逃れて新たな場所で生活を始めるためには、第一に住居の確保が必要となります。しかし、被害者の多くは、自立の意思はあっても、十分な所持金がないなどの経済的理由により住宅の確保が難しく、中には、やむなく加害者のもとに留まったり、一時保護後も元の住居に帰宅する場合があります。こうした事態になることを避け、被害者の自立を支援するため、被害者の状況に応じた住宅確保の支援が必要となります。

【施策の方向】

- 経済的理由により住宅確保が難しくなることがないように、被害者の状況に応じ、公営住宅や民間住宅への入居を支援します。



【具体的施策】

ア 公営住宅への入居支援

具体的施策	内 容	担当課（室）
県営住宅における優遇措置等の入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ○抽選方式による県営住宅の募集において、被害者世帯への倍率優遇措置（単身者を除く）を適用します。また、住宅困窮度の高い方から入居を決定するポイント方式では被害者に点数を付与します。 ○被害者のうち、配偶者暴力相談支援センターまたは保護施設において保護を受けてから5年以内の方等については、単身者の申込みを可能とします。 	県営住宅課
市町村公営住宅への入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村に対して、その所管する公営住宅への被害者の優先入居や、優遇措置等の実施について、働きかけを行います。 	男女共同参画推進課 県営住宅課

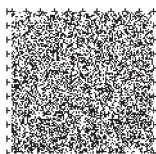
イ 民間住宅への入居支援

具体的施策	内 容	担当課（室）
民間賃貸住宅への円滑な入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者を含む住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保を支援する居住支援法人の指定と住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録・情報提供を行います。 ○市町村の居住支援体制整備や県内の居住支援法人の活動を支援するため福岡県居住支援協議会を開催します。 ○地域優良賃貸住宅は、被害者世帯も入居対象とします。 ※ 地域優良賃貸住宅・・・関係法令等に基づく整備基準を満たす優良な住宅であり、住宅確保要配慮者（居住の安定に特に配慮が必要な世帯）の入居を目的とした住宅です。また、入居には所得等の一定の条件を満たす必要があります 	住宅計画課
福祉制度の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○母子父子寡婦福祉資金貸付や生活保護制度等の、住宅の確保にあたって利用可能な福祉制度について、情報提供を推進し、その活用を促進します。 	男女共同参画推進課 児童家庭課

施策の方向（2） 生活の安定に向けた支援

【現状と課題】

- 被害者の多くは暴力を受け続けてきたことによって心身の健康を害していることがあり、信頼できる他者との関係構築や経済的基盤が十分ではありません。自らの努力のみで経済的に自立し、安定した生活を確立する

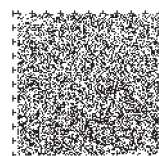


ことは大変困難であり、被害者の状況に応じた支援が重要です。

- 就労することで自立を目指す被害者に対し、一時保護所や保護施設、配偶者暴力相談支援センター等において、公共職業安定所や県の就職支援関連のセンターなど関係機関と連携して就業支援を行い、経済的自立の促進を図る必要があります。
- 女性の非正規労働者割合が年々増加するなど、雇用情勢が厳しいことに加え、被害者は、就労先の確保やそのための保証人の確保が難しい状況にあります。効果的な情報や職業訓練の受講機会を提供するなど、被害者の就業につながる支援を一層充実させる必要があります。
- 被害者の状況に応じて、生活保護法や児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体障害者福祉法などに基づく関連の制度を整理し、適切な情報を提供することが求められています。
- 被害者によっては、一時保護施設を退所した後も、経済的・精神的に不安定な状況であることも多いことから、加害者の元に戻り、再度の暴力被害に遭ってしまう場合もあります。そのため、一時保護施設を退所した後の継続的なケアや支援を行う必要があります。
- 被害者は、安定した生活のために、婦人保護施設などの社会福祉施設等へ入所するケースも多くあります。心身の回復と経済的な自立に向け、女性相談所・配偶者暴力相談支援センターと保護施設などとの連携を強化する必要があります。

【施策の方向】

- 公共職業安定所や県のひとり親サポートセンター、子育て女性就職支援センター等の関係機関との連携により、就職相談や求人情報の提供、職業訓練といった経済的自立を目指す被害者の就業支援を図ります。
- 女性相談所・配偶者暴力相談支援センターと被害者が入所する保護施設等との連携強化により、被害者の状況に応じた自立支援を効果的に行います。
- 各種制度や支援内容について、県の関係部署や、各種手続きの窓口となる福祉事務所、市町村、民間団体等の関係機関と連携し、被害者にわかりやすく情報提供を行い、その活用を支援します。



- 被害者の意思を尊重し、専門知識を有するNPO等民間団体を活用し、施設退所後の継続的な支援を行います。

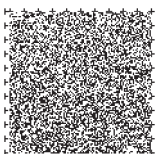
【具体的施策】

ア 就業の支援

具体的施策	内 容	担当課（室）
就業支援機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所や県のひとり親サポートセンター、子育て女性就職支援センター等との連携を強化し、その活用を促します。 ○県ひとり親サポートセンターにおいて、就業相談、就業情報提供、就業支援講習会等を実施します。 ○県子育て女性就職支援センターにおいて、子育て中の女性を対象に個別相談や就職支援情報・保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催、求人開拓から就職あっせんまできめ細かな就職支援を実施します。 	児童家庭課 労働局新雇用開発課
職業訓練の受講機会確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所等と連携し、県高等技術専門校の施設内訓練や委託訓練による受講機会の確保を図るとともに、就職につながる効果的なコース内容とします。 	労働局職業能力開発課

イ 婦人保護施設等における自立支援

具体的施策	内 容	担当課（室）
婦人保護施設での支援	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者を含め困難な状況を抱える女性の自立を支援するための施設である婦人保護施設において、心身のケアやプライバシー保護、効果的な自立支援を行います。 	男女共同参画推進課
連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談所・配偶者暴力相談支援センターと保護施設等との連携を強化し、入所者の処遇について、効果的な支援を行います。 	男女共同参画推進課
職員の研修、心理的ケア（メンタルヘルス）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○保護施設等の職員が、被害者や同伴児童等に対する心理的ケアや支援をより適切に行うことができるよう、研修を行います。また、職員の精神的な負担へのケアを行う研修も実施します。 	男女共同参画推進課



ウ 福祉制度の活用

具体的施策	内 容	担当課（室）
福祉情報の収集・ 情報提供	○生活保護、母子家庭自立支援給付金・父子家庭自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度など利用可能な福祉の制度について、関係機関との連携により情報提供を推進し、その活用を支援します。	男女共同参画推進課 児童家庭課
児童扶養手当に 関する情報提供等	○配偶者からの暴力で父（母）が裁判所からの保護命令を受けた児童に児童扶養手当が支払われることなど、支給要件について周知を図ります。	児童家庭課
生活保護の手続き における被害者への 配慮	○生活保護の実施に際しては、関係職員にDV防止法の適用・趣旨を周知するとともに、関係機関と連携協力し、関係機関から被害者（申請者）の生活状況や扶養関係の情報を得るなど、被害者に負担をかけず、被害者の居所が加害者に知られないよう十分配慮します。	保護・援護課

エ 民間団体と連携した継続支援

具体的施策	内 容	担当課（室）
民間団体との連携	○一時保護終了後や施設退所後も地域において見守りが必要なDV被害者等に対し、民間団体と連携し、地域で自立し定着するための支援を実施します。	男女共同参画推進課

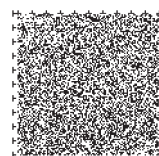
施策の方向（3） 被害者情報の保護と各種手続きの支援

【現状と課題】

- 被害者が安心して新たな生活を始めるには、加害者による被害者の住所探索を防ぐ必要があり、そのためには、市町村をはじめとする関係機関が連携して、被害者情報の保護に取り組むことが重要です。被害者情報の保護に関する制度について、すべての関係者及び関係機関へ周知するほか、その徹底に向けた継続的な研修が必要です。

＜住民基本台帳について＞

住民基本台帳法等の法令及び各種通知等に基づき、住民基本台帳事務における閲覧制限などの被害者等への支援措置が遺漏なく取り扱われるよう、市町村において個人情報の保護の徹底を図る必要があります。



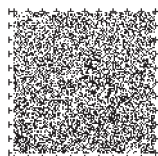
<国民健康保険について>

夫の暴力から逃れてきた母子等については、住民基本台帳に記録されていなくとも、市町村において福祉事務所の証明等により生活の本拠を把握した上で住所を認定し、国民健康保険の適用を受ける取扱いとなっていることについて、県内市町村に周知する必要があります。

- 被害者が自立していくための各種手続きに際し、被害者の個人情報加害者に知られないよう情報保護の取組みを徹底する必要があります。手続きの内容や必要性に応じて、関連情報の提供に加え、被害者が行政機関や裁判所等の窓口を訪ねる際の同行支援などを行っています。
- 子どもに対する接近禁止命令の制度（DV防止法第10条第3項）について、市町村教育委員会や学校へ周知し、学校において子どもの居住地や転校先の情報を適切に管理する必要があります。また、学校において、被害者の子どもに対する安全の確保や心理面での配慮を行い、安心して学べるよう取り組む必要があり、県内市町村の教育委員会や学校にその旨を周知する必要があります。
- 女性相談所・配偶者暴力相談支援センター、市の福祉事務所、一部の民間支援団体などでは、保護命令の内容や申し立ての手続きについて、被害者への情報提供や助言、裁判所への同行支援などを行っています。
- 一時保護中の被害者に対し、離婚問題や借金問題などの法的問題を整理するために、弁護士による法律相談を実施しています。また、法律相談を利用した被害者は、必要に応じて弁護士と改めて契約し、問題の解決に当たっています。

【施策の方向】

- 住民基本台帳、国民健康保険等の手続きに関する市町村窓口や学校等の職員に対する研修、周知を行い、適正な被害者支援の実施を確保します。
- 被害者の個人情報が適切に保護されるよう、関係機関の連携を充実させます。
- 市町村に対し、被害者情報の保護や、医療・福祉・教育・住宅等の支援が切れ目なく提供されるよう、庁内連絡会議の設置を促進します。
- 保護命令制度や弁護士による法律相談等についての情報提供、同行支援等により、被害者の司法手続きに関する支援を行います。



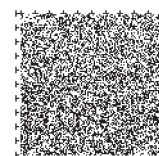
【具体的施策】

ア 適正な情報の管理

具体的施策	内 容	担当課（室）
関係窓口における適正な措置の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における住民基本台帳及び国民健康保険等の窓口担当課に対し、閲覧制限などの適正な措置について継続的に周知します。 ○市町村の窓口職員に対する研修内容を充実させ、情報の取り扱いについての周知と理解を徹底します。 	男女共同参画推進課 市町村支援課 医療保険課
被害者の情報保護に関する適正な措置の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の個人情報について、各機関での適切な情報共有の在り方について、連絡会議等で協議を行うとともに、適正な措置が行われるよう周知するなど連携を充実させます。 ○市町村に対して、DV対策に関する関係部署が被害者情報の保護を徹底するための庁内連絡会議を設置するよう働きかけます。 	男女共同参画推進課 市町村支援課
学校等における適正な対応の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等においては、児童・生徒の心のケアの実施や安全の確保及び個人情報の保護について教職員の理解と周知を進め、情報管理の徹底、警察や児童相談所等関係機関との連携を強化します。 	教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育課

イ 司法手続きに関する情報提供

具体的施策	内 容	担当課（室）
保護命令制度等の情報提供・同行支援・職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター職員及び婦人相談員に対する保護命令制度等の研修を行い、被害者に対する十分な情報提供及び必要に応じた裁判所への同行支援等を行います。 	男女共同参画推進課
弁護士による法律相談・同行支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○離婚や子どもの親権、養育費、借金問題等、被害者の法的問題について、法律相談に同行するなど、適切な支援を行います。 ○被害者が法律相談の費用を準備できない場合は、日本司法支援センター（法テラス）等が実施する相談支援制度を紹介します。 	男女共同参画推進課



DV防止及び被害者の保護や自立支援を効果的に進めるためには、県の機関、市町村、警察、裁判所、公共職業安定所、医療機関、社会福祉施設、弁護士、民間団体等が相互に連携・協力し、問題の解決にあたるのが欠かせません。

そのためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において緊密に連携して取り組むことができるネットワーク体制を整備することが重要です。また、市町村における取組みの支援や、被害者支援に取り組む民間団体の活動支援も必要です。

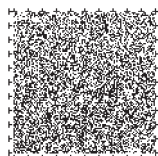
施策の方向 (1) 連絡会議等の開催

【現状と課題】

- 重大な被害の未然防止、被害者の保護や自立支援のためには、市町村や関係機関、民間団体との連携が不可欠であるため、県内の関係機関等により構成する「配偶者からの暴力防止対策連絡会議」（中央ネット）を設置しています。中央ネットでは、DV防止対策に関する情報交換を行うとともに、連携強化の方策等について協議しています。
- 県配偶者暴力相談支援センターごとに、「配偶者からの暴力防止対策地域連絡会議」（ブロック会議）を設置しており、管内の市町村をはじめ関係機関等において被害者支援が円滑に進むよう、地域における情報共有や連携強化を図っています。
- 県内の3分の2以上の市町村において、行政内部にDV対策に関する関係部署からなる連絡会議を設置しており、被害者の支援や被害者情報の保護に関する情報共有を行っています。全ての市町村において、庁内連絡会議の設置を促進する必要があります。

【施策の方向】

- DV防止、DV被害に対する適切な支援、被害者の自立支援、児童虐待防止などを一層充実させるために、中央ネット、ブロック会議において、さらなる情報共有や連携強化を図ります。
- 各地域において被害者の支援を総合的、一元的に行うことができるよう、庁内連絡会議の設置について、市町村に働きかけます。
- 被害者の支援を一層充実させるため、関係機関・団体の相談員等による連携会議や研修会において、相談員間の情報共有や連携体制を強化します。



【具体的施策】

ア 中央ネット・ブロック会議等の効果的運営

具体的施策	内 容	担当課（室）
中央ネット・ブロック会議の組織機能の強化、内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○中央ネットにおいては、県全体の問題点や課題を協議するとともに、地域の課題を把握し、新たな施策の提言等に結びつけるなど、ブロック会議と有機的に連携し、機能を強化します。 ○ブロック会議においては、具体的な事例の検討や実務者レベルの協議等により、問題点や課題を整理し、地域におけるより機動的なネットワークづくりに取り組みます。 ○中央ネット及びブロック会議について、参加機関の追加など組織機能の強化や内容の充実をさらに推進します。 	男女共同参画推進課
市町村における庁内連絡会議の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ○重大な被害を未然に防止するとともに、被害者の情報保護や行政手続きのワンストップ化等、被害者の支援を充実させるため、市町村に対して、DV対策の関係部署からなる庁内連絡会議の設置を働きかけます。 	男女共同参画推進課

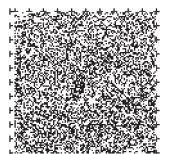
イ 相談機関のネットワーク強化

具体的施策	内 容	担当課（室）
相談機関の連携会議・研修会等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○相談業務を行う婦人相談員の連携会議への積極的な参加を促し、具体的な事例の検討や情報交換を通して、相談員間の連携強化及び資質の向上に努めます。 	男女共同参画推進課

施策の方向（2）市町村との連携

【現状と課題】

- DV防止法においては、DV防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務として規定されています。また国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」においては、被害者の安全確保や自立支援について、市町村に積極的な取組みを求めています。
- 県内市町村の取組状況を見ると、すべての市町村において基本計画が策定され、DV相談窓口も設置されました。一方で、市町村による配偶者暴



力相談支援センターの設置は、現在両政令市のみであり、婦人相談員の配置も11市となっています。

- 今後、市町村におけるDV対策の充実のためにも、基本計画の着実な推進、相談窓口の周知、配偶者暴力相談支援センターの設置や婦人相談員の配置に向けた支援を行う必要があります。

【施策の方向】

- 市町村における基本計画の着実な推進、相談窓口の周知、配偶者暴力相談支援センターの設置や婦人相談員の配置を支援します。
- 市町村のDV対策に関する先進的な取組みについて、情報を収集し、他の市町村にも広がるよう情報提供や支援を行います。

【具体的施策】

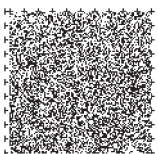
ア 市町村基本計画の推進支援等

具体的施策	内 容	担当課（室）
関連情報の提供及び助言による支援	○市町村において基本計画の円滑な推進、相談窓口の周知、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員の設置が進むように、市町村担当課長会議の開催、関連する情報の積極的な提供、助言などの支援を行います。	男女共同参画推進課
市町村の先進的取組みとの連携	○市町村の先進的な取組みについて情報収集し、配偶者暴力相談支援センターや他の市町村に広げ、DV対策をより効果的に行います。	男女共同参画推進課

施策の方向（3） 民間団体との連携

【現状と課題】

- 本県では、多くの民間団体が、DV防止に関する啓発や、被害者からの相談対応、被害者の保護や自立支援、各種研究などの活動を行い、重要な役割を担っています。
- 県では、これらの団体と連携し、啓発活動や一時保護の委託、中央ネットの実施など、DV対策を行ってきました。
- これらの団体が持っている豊富な経験や柔軟な対応は、きめ細かな被害



者支援につながっています。DV対策をより効果的に実施するため、専門的なノウハウを有する民間団体とのさらなる連携強化に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- DVを防止するとともに、被害者の意向や状況に応じたきめ細かな支援を行うため、DV被害者の支援等の活動を行っている民間団体との連携をさらに推進します。
- 被害者支援に取り組む民間団体と連絡会議等を開催し、情報共有と相互の資質向上を図ります。

【具体的施策】

ア NPO等との協働事業の実施

具体的施策	内 容	担当課（室）
啓発、人材養成等の協働の推進	○民間団体が持つ豊富なノウハウを活かしてより効果的な施策を行うため、DV防止のための理解を促す啓発の実施、被害者の保護や自立支援、被害者支援に携わる人材の養成等において、民間団体との協働をさらに推進します。	男女共同参画推進課

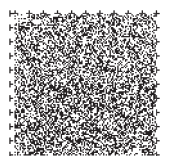
イ 民間団体の活動支援

具体的施策	内 容	担当課（室）
民間団体への支援	○きめ細かで実践的な取組みにより被害者の自立を支援しようとする民間団体の取組みを支援します。 ○被害者の支援活動を行う団体等を対象に、現状や課題、関連制度等を学ぶ講座の開催や情報提供を行うとともに、相互のネットワーク化を図ります。	男女共同参画推進課

施策の方向（4） 苦情への適切な対応

【現状と課題】

- 相談対応や一時保護を行う機関等においては、DVに対する理解不足等から被害者に二次的被害を与えることのないよう、担当職員に対する研修の実施等に取り組んでいるところですが、状況によっては、被害者が抱え



る悩みや希望と機関の対応に食い違いが生じることもあります。

- 被害者からの苦情を受け付けた場合、適切かつ迅速に対応する必要があります。

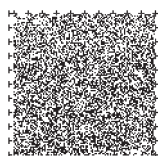
【施策の方向】

- 担当職員に対して、被害者に二次的被害を与えないよう、また、被害者の悩みや希望を的確に把握できるよう研修を行うとともに、苦情があった場合の対応について研修を行います。
- 被害者から苦情の申し出を受けた場合、関係者間で情報を共有し、適切かつ迅速な対応を組織的に行います。

【具体的施策】

ア 苦情への適切な対応のための体制確保

具体的施策	内 容	担当課（室）
苦情を受けた場合の適切かつ迅速な対応	○苦情の申し出を受けた場合に県の各部署で迅速に対応できるよう、体制を確保し、被害者の状況に配慮し、適切に対応します。	男女共同参画推進課



成果指標（数値目標）

第4次計画において、DVを容認しないという県民一人一人の意識をさらに高め、市町村や関係機関との連携を一層充実させるため、取組みを真に実効性のあるものとしていく必要があります。

そこで、重要な施策について、目標となる数値を項目ごとに「成果指標」として設定し、目標の達成状況などについて定期的に進捗管理を行うことで、計画の実効性を高めます。

今後5年間にわたって県が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値にどれだけ近づいたかに着眼し、施策の有効性を測っていきます。

今回設定する成果指標は、下記の3項目です。

指 標	現状値	目標値	目標値設定の理由
若年層のデートDVに対する認識度 デートDV（交際相手からの暴力）について「言葉も、その内容も知っている」とする県民（若年層）の割合	50.0% (R1年度)	75%	若年層（18歳～29歳）の認識度が現状値の1.5倍となることを目指す。
DV相談窓口についての周知度 DVについて相談する窓口があることを「知っている」とする県民の割合	74.7% (R1年度)	90%	第3次計画に基づくこれまでの取組みにより、周知度はかなり向上してきたが、さらなる周知を目指す。
被害者支援に関する庁内連絡会議を設置した市町村の数	43団体 (R1年度)	60団体	県内全市町村で設置されることを目指す。

